

保存版

令和6年度

保健委員ガイドブック

地域に適塩を広めよう！



島田市保健委員協議会

島田市
緑茶化
計画

もくじ

1 保健委員の役割	1
2 本会活動	2
3 地区活動	3
4 保健委員協議会組織図	6
5 島田市保健委員規則	7
6 島田市保健委員協議会会則	9
巻末資料	11

1 保健委員の役割

保健委員は地域の健康づくりの担い手です！

島田市では、第4次島田市健康増進計画により、保健事業を展開していきます。
新たな計画をもとに、市民一人ひとりがより主体的に取り組める健康づくりを推進するため、啓発を重視した保健委員活動を行っていきます。

令和6年度 保健委員スローガン

地域に適塩を広めよう！

保健委員スローガンのもと、地域の健康づくりのため、各地区で活動目標を設定し、年間計画をたてて活動を進めていきます。

活動を通してお願いしたいこと

○保健委員さん自身が健康に！

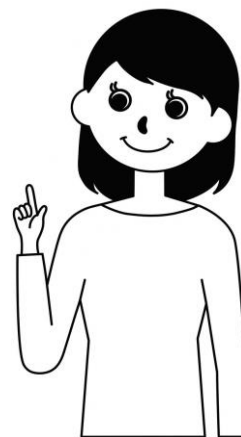
保健委員の活動を通して、まずは自分自身の生活や健康状態を振り返り、生活習慣を見直してみてください。

○身近な人へ健康情報を広めよう！

保健委員活動の中で学んだことや、得た情報をぜひ身近な人に口コミなどで広めていきましょう。

○地域と行政のパイプ役！

地域の要望や困りごと、健康課題など気がついたことがあれば、担当保健師に相談してください。



2 本会活動

各地区から選出された理事を集めて、理事会を行い、全体の活動について話し合いをします。その後、地区会で担当保健師と一緒に地区の健康課題をもとにした各地区の活動目標を決め、活動計画を立て実施していきます。

(1)理事会

定期的に各地区の理事が集まり、協議会の運営に関することや、保健委員活動が円滑に実施できるよう協議します。

(2)研修

地区会やオンラインなどで、健康に関する知識を深めるための研修や、保健委員自身も健康づくりができるような内容の研修を実施します。地域の健康度を上げるために、研修で得た知識を地域や家族へ広めていきます。

(3)会誌

①「保健委員だより」

「保健委員だより」を発行し、地域に保健委員の活動をお知らせします。

②「保健委員通信」

「保健委員通信」を発行します。地域や家族、友人など身近な人に学んだことを伝える際に活用してください。

③「みち」

保健委員活動の1年間のまとめ「みち」を発行する予定です。地区や町内での活動をワークシートにまとめておいてください。3月の地区会で提出してください。

(4)静岡県結核予防婦人会(複十字シール募金)

保健委員協議会は、静岡県結核予防婦人会の島田支部としての活動も実施しています。結核予防婦人会では、「結核のない世界」をつくるため、複十字シール運動による募金活動を行います。収益金は、結核予防普及啓発活動、発展途上国への結核対策支援等に活用されています。各地区のまつりや健康講座など、人が集まるときに、**複十字シール募金**を呼びかけてください。募金グッズは、健康づくり課で準備します。

<募金グッズ> のぼり旗、旗用の棒、ポスター、募金箱、ちらし、配布用ティッシュ・絆創膏

3 地区活動

(1)地区会

理事会での決定事項の伝達、地区の健康講座の企画や準備、研修などのために必要に応じ、学区ごとに地区会を開催します。

(2) 地区活動の計画立案

地区会等で地区活動の計画を立てます。どんな活動をするか、どのくらい予算がかかるかなど地区で話し合います。

計画書を事務局に提出します。

(3) 地区での活動例

健康課題や健(検)診・しまだ健幸マイレージなどについて、いろいろな方法で啓発していきましょう。普及啓発に必要な物品は事務局で準備します。普及啓発に必要な物品は、計画書提出時に事務局へご相談ください。

①地区の集まりで健康情報を伝達する

組長会や健康講座など地区の集まりがあるときに、保健委員通信や保健委員だより等を配布して啓発を行います。配布する資料については、担当保健師にご相談ください。

②市主催の事業で健康情報を伝達する

市が行う健康相談やフッ素塗布事業等の会場で市職員と一緒に健康情報の啓発を行います。資料を配布したり、健康機器での測定等を実施します。日程については担当保健師にご確認ください。

③地区のまつりで測定会等を開催する

地区のまつりで、健康機器での測定・健康相談・資料の配布・パネルの展示などで啓発を行います。

健康機器の貸し出しを行っています。地区のまつり等で体組成計測定などをする場合には、実施日の1ヶ月前までに「物品借用申請書」を提出してください。

体組成計の測定について

体組成計の測定は、保健委員で実施をお願いします。結果説明については、資料を準備していますので、ご活用ください。

④地区独自で保健委員だよりを回覧する

地区の課題や健(検)診・健幸マイレージなどの情報を掲載したその地区オリジナルの「保健委員だより」を回覧して啓発します。地区で、健康講座を開催する際に、情報を入れ

て「保健委員だより」を作成したり、健康まつりなどでとったアンケートを集計した結果をまとめた「保健委員だより」を作成するなど工夫してみましょう。具体的には、担当保健師にご相談ください。

⑤健康講座を開催する。

以下を参考に計画します。担当保健師が支援しますのでご相談ください。

1) テーマを決める

学区ごと、または町内ごとに開催します。地区の健康課題や日ごろから地区で気になること、研修で学んだことなどを講座のテーマに選びます。担当保健師と相談しながら企画してください。

例えば・・・血圧が高いから、減塩について知りたい！

運動不足だから、簡単に楽しくできる方法はないかな？ など

島田市出前講座「ふれあい島田塾」を依頼する場合

講座一覧表(巻末資料 P.)から担当課へ連絡し、日程調整をしてから申請書を提出してください。

実施日の1か月前までには申請しましょう。

講師を頼んで講座を行う場合(出前講座以外)

やってみたいテーマ、例えば・・・

体操、ヨガ、ウォーキング、笑いヨガなどで講座を企画する際は、直接、講師と日程調整を行います。講師を誰に頼んだらよいかわからない場合は、担当保健師に相談してください。

講師謝礼については、予算の範囲内で市が負担します。

<トランポウオークの場合>

希望日時が決定したら、島田市スポーツ振興課へ連絡し、「スポーツ推進員派遣依頼書」を提出する。

<救急蘇生法・AED講習の場合>

健康づくり課 医療総務係(34-3282)に連絡し、「市民による救急蘇生普及島田市連絡協議会」へ講師を依頼する。

2) 講座の準備

- ・講師との日程調整、講師料の確認
- ・会場の確保(駐車場等も考慮する)
- ・当日の役割分担(受付・計測・健幸マイレージ・司会 等)
- ・当日の必要物品の準備
(受付名簿・計測機器・健幸マイレージ等パンフレット・講師資料・啓発グッズ 等)
- ・当日の集合時間の確認

3)PR活動

保健委員だよりを回覧したり、組長会でPRしたり、近所の方へ参加を呼びかけます。

(4)活動報告

①活動報告書

必要事項を記入し、事務局へ提出してください。

講師への謝礼は、報告書を確認後、市から講師に支払います。

②保健委員地区活動記録

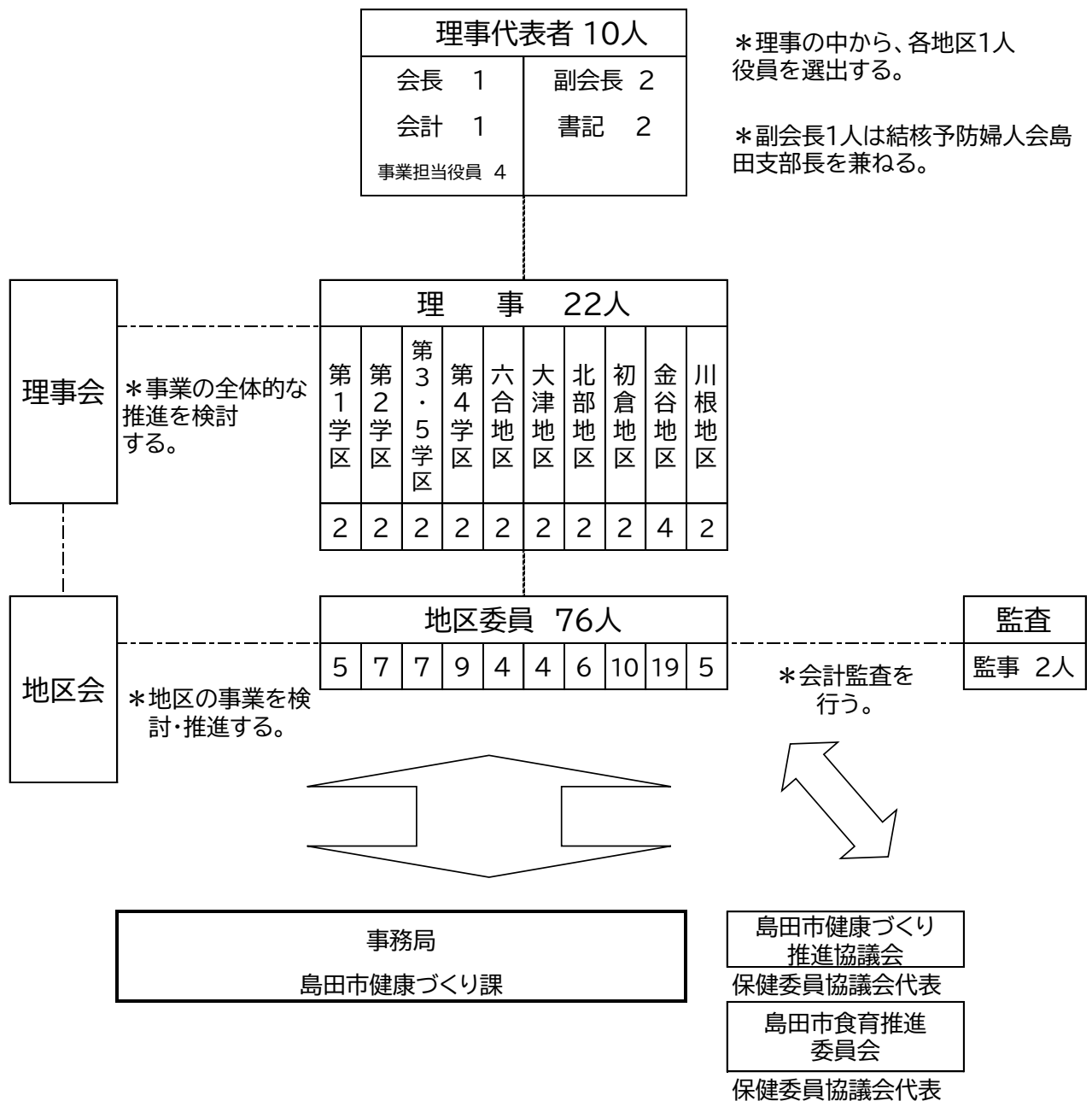
町内で活動した場合は、どんなに小さな活動でも構いませんので、活動日、内容、参加者数、保健委員参加人数等を「保健委員地区活動記録」に記入します。

活動記録は前期分を11月の地区会で提出してください。年間の活動記録は、3月の地区会で提出してください。

(5)その他

それぞれの地区や町内会で、自治会から保健委員へ依頼される活動(防災訓練・地域ふれあい事業・奉仕作業等)があります。詳細は、前任の保健委員からの引継ぎ、会誌「みち」を参考にしたり、自治会へ確認してみてください。

4 保健委員協議会組織図



*島田市保健委員は、結核予防婦人会島田支部会員を兼務する。

5 島田市保健委員規則

(設置)

第1条 市民の健康づくりに対する意識の高揚と保健衛生に関する事業の効率的な推進を図るため、島田市保健委員（以下「委員」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 健康づくりのための知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 地域における健康づくりに関する活動の実施に関すること。
- (3) 健康増進事業の実施に係る周知に関すること。
- (4) 予防接種及び健康診断の実施に係る周知に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の健康づくりの推進に関し必要な事項

(委員の委嘱)

第3条 委員は、自治会の推薦により、市長が委嘱する。

(定数及び任期)

第4条 委員は、各自治会1人とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを増員することができる。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研修)

第6条 委員は、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以降、最初に第3条の規定により委嘱される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 榛原郡川根町の編入の日以後最初に第3条の規定により委嘱される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、当該委嘱された日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第 3 条第 1 項の規定により委嘱された保健委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の同項の規定により、保健委員として委嘱されたものとみなす。

6 島田市保健委員協議会会則

(目的)

第1条 本会は、保健委員相互の親睦を図るとともに、島田市が行う保健事業に協力し、併せて地域住民の健康づくりに寄与し、健康で明るい郷土づくりに努めることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、島田市保健委員協議会と称する。

(事業)

第3条 本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保健衛生の啓発普及としての研修会の開催及び関係団体との連携。
- (2) 各地区における健康づくり事業への積極的な参加。
- (3) 島田市が行う各種健康診査、健康相談、健康教育等についての協力。
- (4) その他目的達成のための必要な事業。

(役員)

第4条 本会に、理事及び監事を置く。

- (1) 理事 22人(会長、副会長、会計、書記、事業担当役員を含む)
- (2) 監事 2人

2 理事は、第1学区2人、第2学区2人、第3・第5学区2人、第4学区2人、六合学区2人、大津地区2人、北部地区2人、初倉地区2人、金谷地区4人、川根地区2人を選出する。

3 各地区の理事1人計10人の中から、理事会において会長1人、副会長2人、会計1人、書記2人、事業担当役員4人を互選とする。

4 監事は、会長が任命する。

5 役員任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

6 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第5条 本会の事業推進上、必要に応じ顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

(会議)

第6条 本会の会議は総会及び理事会とし、会長は招集しその会議の議長となる。

2 本会は、年1回総会を開催することができる。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 理事会は、年5回開催する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

(会計)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、島田市健康福祉部健康づくり課に置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

附 則

- 1 この会則の改廃は、総会において決定する。
- 2 この会則は、平成17年5月5日から施行する。

- 3 平成 18 年 4 月 1 日 一部改正
- 4 平成 19 年 4 月 1 日 一部改正
- 5 平成 20 年 4 月 1 日 一部改正
- 6 平成 25 年 4 月 1 日 一部改正
- 7 平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
- 8 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正
- 9 令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
- 10 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正